

盛岡市立区界高原少年自然の家運営委員会のお知らせ

令和 7 年度第 2 回区界高原少年自然の家運営委員会を次のとおり開催します。

令和 8 年 1 月 21 日

盛岡市立区界高原少年自然の家運営委員会

1 開催日時

令和 8 年 2 月 6 日（金）午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

2 開催場所

盛岡市役所都南分庁舎 4 階大会議室（盛岡市津志田 14-37-2）

3 議題

(1) 報告

令和 7 年度事業報告について

区界高原少年自然の家開所 50 周年記念事業の実施結果について

(2) 協議

令和 8 年度運営方針及び事業計画の概要について

(3) その他

4 傍聴定員

5 人

5 傍聴の可否及び手続き

(1) この会議は、傍聴することができます。

(2) 傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行いますので、午後 1 時 20 分までに会場にお越しください。

なお、開会時刻以降は、入室できない場合があります。

受付時間 午後 1 時から午後 1 時 20 分

(3) 傍聴を希望する方が多い場合は、先着順とさせていただきます。

6 問い合わせ先

盛岡市立区界高原少年自然の家（電話 0193-77-2048）

担当者 森田 美彦

傍聴要領

盛岡市立区界高原少年自然の家運営委員会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、運営委員会委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 開会予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴に際し守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨げないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙しないでください。
- (4) 許可を得ないで、会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為を行わないでください。